

第 4 給 与

第4 給与

人事委員会は、地公法の規定に基づき、人事行政に関する事項について調査研究を行うこととされている。職員の給与については、職員と類似の仕事をしている民間事業所の従業員の給与と、職員の給与とを直接比較できる資料を定期的に得ることが必要であることから、毎年4月を調査時点として職員及び民間給与の調査を実施している。これらの調査結果に加え、物価及び生計費などの労働経済指標の状況、国家公務員・他の地方公務員の状況なども参考として、地公法の規定に基づき、毎年、職員の給与について議会及び長に対し報告及び勧告を行っている。

また、地公法により、人事委員会は法律及び条例に基づき規則を定めることができることとされており、職員の給与についての法律及び条例が適切に施行されるよう規則を整備している。

1 職員給与の実態

当委員会が、令和3年4月1日現在で実施した「令和3年人事・給与統計調査」の主な調査結果は表4-1から表4-3までのとおりである。

表4-1 適用給料表別人員、平均年齢、平均経験年数

区分 給料表	適用人員	平均年齢	平均経験年数
全給料表	人 24,092	歳 41.4	年 19.0
行政職給料表	5,399	42.2	20.2
公安職給料表	3,553	38.6	17.6
教育職給料表(一)	19	52.8	27.5
教育職給料表(二)	4,476	41.4	18.6
教育職給料表(三)	10,036	41.3	18.6
教育職給料表(四)	26	49.4	25.0
研究職給料表	224	44.5	21.5
医療職給料表(一)	23	46.7	22.3
医療職給料表(二)	191	42.1	18.6
医療職給料表(三)	142	44.7	20.4
特定任期付職員給料表	3	60.0	15.3

(注) 第一号任期付研究員給料表及び第二号任期付研究員給料表の適用職員はいない。(以下、表4-2及び表4-3について同じ。)

表 4 - 2 適用給料表別、学歴別、性別人員構成比

区分 給料表	計	学歴別人員構成比				性別人員構成比	
		大学卒	短大卒	高校卒	中学卒	男	女
全 給 料 表	% 100.0	% 83.6	% 5.4	% 11.0	%	% 58.2	% 41.8
行政職給料表	100.0	73.3	9.1	17.6		65.8	34.2
公安職給料表	100.0	52.7	3.9	43.3		89.9	10.1
教育職給料表（一）	100.0	94.7	5.3			89.5	10.5
教育職給料表（二）	100.0	93.7	2.8	3.5		54.5	45.5
教育職給料表（三）	100.0	95.7	4.3			44.7	55.3
教育職給料表（四）	100.0	92.3	7.7			96.2	3.8
研究職給料表	100.0	95.5	3.1	1.3		85.7	14.3
医療職給料表（一）	100.0	100.0				78.3	21.7
医療職給料表（二）	100.0	81.2	18.8			41.9	58.1
医療職給料表（三）	100.0	51.4	47.2	0.7		2.8	97.2
特定任期付職員給料表	100.0	66.7		33.3		100.0	

(注) 構成比は、それぞれ四捨五入しているため、計と一致しない場合がある。

表 4 - 3 適用給料表別平均給与月額

区分 給料表	給 料	扶養手当	地域手当	その他の手当	計
全 給 料 表	円 349,781	円 8,445	円 7,860	円 16,319	円 382,405
行政職給料表	327,312	9,356	8,880	16,714	362,262
公安職給料表	332,157	12,942	8,311	9,374	362,784
教育職給料表（一）	528,774	8,605	16,621	23,821	577,821
教育職給料表（二）	362,698	7,668	7,596	15,705	393,667
教育職給料表（三）	361,881	6,761	7,068	18,091	393,801
教育職給料表（四）	431,650	13,962	7,766	13,488	466,866
研究職給料表	352,399	10,743	7,526	18,724	389,392
医療職給料表（一）	456,187	4,174	82,429	262,208	804,998
医療職給料表（二）	333,849	7,034	8,070	27,525	376,478
医療職給料表（三）	340,320	2,884	8,953	10,101	362,258
特定任期付職員給料表	515,333	-	15,460	10,000	540,793

(注) 1 給料には、給料の調整額、教職調整額及び給料の差額を含む。

2 その他の手当は、住居手当、管理職手当、初任給調整手当、特勤勤務手当（準ずる手当を含む。）、へき地手当（準ずる手当を含む。）、寒冷地手当、単身赴任手当（基礎額）及び義務教育等教員特別手当である。

2 民間給与の実態

(1) 民間給与の調査

ア 年職種別民間給与実態調査

職員の給与と民間従業員の給与とを比較検討するための基礎資料を得ることを目的として、人事院及び各都道府県等人事委員会との共同により、各調査対象事業所の協力を得て、次のとおり実施した。

(ア) 実地調査期間 令和3年4月26日から6月22日まで

(イ) 調査対象事業所 令和3年4月分給与の最終締切日現在において、企業規模50人以上でかつ、事業所規模50人以上の県内の833事業所

(ウ) 調査対象職種 行政職相当職種 22職種、その他の職種 32職種 合計 54職種

(エ) 調査実人員 6,915人（うち、初任給関係職種350人）であるが、行政職に相当する調査実人員は6,695人である。なお、調査職種該当者（母集団）の推定数は45,480人であり、うち行政職に相当するものは44,304人である。

(オ) 主な調査結果 表4-4及び表4-5のとおり

表4-4 職種別、学歴別、企業規模別初任給の状況

職 種	学 歴	規 模 計	企業規模		
			500人以上	100人以上 500人未満	100人未満
		円	円	円	円
新卒事務員・技術者計	大学卒	202,151	209,226	199,779	197,257
	短大卒	185,111	240,000	180,044	180,100
	高校卒	171,383	170,566	170,922	175,083
新 卒 事 務 員	大学卒	201,109	208,394	195,774	205,000
	短大卒	183,173	240,000	175,111	170,000
	高校卒	174,906	176,579	172,613	176,500
新 卒 技 術 者	大学卒	203,980	213,250	205,484	191,450
	短大卒	188,628	—	190,153	185,150
	高校卒	168,635	164,417	170,053	172,250

(注) 1 金額は、きまって支給する給与から、時間外勤務手当、家族手当、通勤手当等特定の者のみに支給される給与を除き、職員の地域手当に相当する額を含むものであり、採用のある事業所について平均したものである。

表 4 - 5 公民給与比較の職種の企業規模別平均給与

職 種	平均 年齢	規模計	500人以上	100人以上 500人未満	100人未満
	歳	円	円	円	円
支 店 長	54.5	836,964	882,877	*	-
工 場 長	52.6	673,826	673,255	611,325	772,800
事 務 部 長	53.1	571,683	616,827	549,470	493,928
技 術 部 長	53.0	590,782	639,404	551,757	522,941
事 務 部 次 長	50.3	511,454	563,136	447,344	458,644
技 術 部 次 長	50.3	498,880	554,540	477,493	455,993
事 務 課 長	49.1	485,699	547,026	440,374	411,818
技 術 課 長	49.0	482,497	525,800	456,001	417,823
事 務 課 長 代 理	47.6	438,209	454,068	403,096	334,858
技 術 課 長 代 理	45.1	427,150	435,602	407,479	342,185
事 務 係 長	45.7	365,482	392,585	341,204	317,532
技 術 係 長	45.4	382,846	389,562	387,823	320,000
事 務 主 任	42.1	313,839	335,459	288,428	278,077
技 術 主 任	40.5	335,888	349,919	334,289	290,670
事 務 係 員	36.9	262,964	274,617	254,065	241,222
技 術 係 員	36.3	289,763	321,783	247,235	247,754

(注) 金額は、きまって支給する給与から、時間外手当を除いたものである。

「*」は、調査実人員が1人の場合である。

3 職員の給与に関する勧告

当委員会は、令和3年10月7日（木）議長及び知事に対し、地公法第8条、第21条及び第26条の規定に基づき、職員の給与、勤務時間等について勧告した。

その主な内容は次のとおりである。

(1) 給与勧告の骨子

- 特別給（ボーナス）引下げ、月例給改定なし
 - ・特別給（現行4.45月分）は、民間のボーナス（4.31月）を上回るため、0.15月分引下げ改定
 - ・月例給は、民間従業員の給与を下回る（37円 0.01%）が、較差が極めて小さいため、改定なし。

(2) 公民較差

①調査対象

企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の県内の170事業所

②民間従業員の給与との比較（公民較差）

<月例給>

民間従業員と職員（行政職給料表適用職員）の4月分給与を調査し、給与決定要素を同じくすると認められる者同士の給与額を比較（ラスパイレス比較）

民間の給与（A）	職員の給与（B）	較差（A－B）
368,313円	368,276円	37円（0.01%）

<ボーナス>

令和2年8月から令和3年7月までの1年間の民間の支給実績（支給割合）と職員の年間支給月数を比較

民間の支給割合（A）	職員の支給月数（B）	差（A－B）
4.31月	4.45月	▲0.14月

(3) 改定等の内容

令和3年4月公民較差に基づく改定

<月例給>

改定なし

<期末・勤勉手当（ボーナス）>

民間の支給割合に見合うよう引下げ 引下げ分は期末手当に反映

(一般職員の場合の支給月数)

		6月期	12月期	計
改定後 (3年度)	期末手当	1.275月	1.125月	2.40月
	勤勉手当	0.95月	0.95月	1.90月
	計	2.225月	2.075月	4.30月
改定後 (4年度以降)	期末手当	1.20月	1.20月	2.40月
	勤勉手当	0.95月	0.95月	1.90月
	計	2.15月	2.15月	4.30月

(4) 改定の実施時期等

この改定は、令和3年12月1日から実施すること。ただし、令和4年度以降の期末・勤勉手当の支給割合の改定は、令和4年4月1日から実施すること。

(5) 公務運営の改善等についての報告事項

○人材の確保と活用

多彩で有為な人材の確保、人事評価制度の適切な運用、人材の育成、定年の引上げ

○勤務環境の整備

長時間労働の是正、ワーク・ライフ・バランスの推進、職員の健康管理、ハラスメント防止対策

○公務員倫理の確立等

4 給与条例の実施

(1) 給与条例の改正

ア 令和3年第6回県議会定例会に提案、令和3年11月30日可決、同日令和3年条例第38号として公布された。

(改正概要)

期末手当について、年間、6月期及び12月期の支給割合を改正

(2) 給与に関する人事委員会規則の改正

ア 給与規則の一部改正

(ア) 令和3年8月3日 人事委員会規則第31号

- a 外国勤務手当（第39条）
 ・外国勤務手当の支給要件を具備しているか確認するための規定整備。
- b 施行日
 公布の日（令和3年8月3日）

(イ) 令和3年10月8日 人事委員会規則第33号

- a 組織改正に伴う所要の規定整備
 ・管理職手当（別表第1の3（第24条関係））

任命権者	機関	職	区分	変更内容
知事	本庁	盛土対策調整監	4種	新設

- b 施行日
 公布の日（令和3年10月8日）

(ウ) 令和4年4月1日 人事委員会規則第5号

- a 組織改正等に伴う所要の規定整備
 ① 給料の調整額（別表第1（第23条関係））

<警察本部長>

勤務箇所	職員	調整数	変更内容
警察本部警備第二課	ヘリコプターの操縦業務に従事することを本務とする職員	3	新設
警察本部地域課	ヘリコプターの操縦業務に従事することを本務とする職員	3	廃止

- ② 管理職手当（別表第1の3（第24条関係））

<知事>

機関	職	区分	変更内容
本庁	デジタル推進局長	1種	新設
	観光国際局長		
	デジタル政策統括監		廃止
	県民文化局長		新設
	子ども・女性局長		
	都市公園整備局長		
	東京オリンピック・パラリンピック 県産品活用促進総括監		

	東京オリンピック・パラリンピック 農産物販売対策総括監	2種	廃止
	東京オリンピック・パラリンピック 県産木材利用促進総括監		
	ねんりんピック推進事務局総括監		
	男女共同参画・女性の活躍支援センタ ー長		
	国民文化祭・全国障害者芸術・文化祭 推進監	4種	新設
	全国高等学校総合文化祭推進監		
	男女共同参画・女性の活躍支援センタ ー長		
	エネルギー対策監		
	販売戦略企画監		
	花き・農業環境対策監		
	花と緑の振興センター長		
	家畜防疫企画監		廃止
	学校連携企画監		
	地域調整監		
	男女共同参画・女性の活躍支援センタ ー副センター長		
	岐阜県保育士・保育所支援センター副 センター長		
	東京オリンピック・パラリンピック県 産品活用促進対策監		
	花き振興企画監		
	ぎふ木育推進監		
	東京オリンピック・パラリンピック県 産木材利用促進対策監		
	男女共同参画・女性の活躍支援センタ ー副センター長		

	岐阜県保育士・保育所支援センター副センター長	6種	新設
東京事務所	課長	4種	新設
	課長	6種	廃止
食肉衛生検査所	総務課長	6種	新設
知的障害者更生相談所	総務課長	6種	新設
	課長		廃止
発達障害者支援センター	総務課長	6種	新設
	課長		廃止
子ども相談センター	連携支援課長	6種	新設
	地域連携課長		
	家庭支援課長（中央子ども相談センター及び東濃子ども相談センターの家庭支援課長に限る。）		廃止
	家庭支援課長（中央子ども相談センター及び中濃子ども相談センターの家庭支援課長に限る。）		
障がい者総合就労支援センター	副所長	4種	廃止
障がい者職業能力開発校	副校長	4種	廃止
岐阜関ヶ原古戦場記念館	総務課長	4種	廃止
	課長	6種	新設
	企画課長		廃止
農林事務所	副所長（東濃農林事務所及び飛騨農林事務所の副所長並びに技術連携調整監を兼ねる副所長を除く。）	2種	新設
	副所長（総務課長を兼ねる副所長（東		廃止

	濃農林事務所を除く。)に限る。)		
	副所長(東濃農林事務所及び飛騨農林事務所の副所長並びに技術連携調整監を兼ねる副所長に限る。)	4種	新設
	副所長(総務課長を兼ねる副所長(東濃農林事務所を除く。))を除く。)		廃止
岐阜駅周辺 鉄道高架工 事事務所	総務課長	6種	新設
流域浄水事 務所	副所長	2種	廃止

<警察本部長>

警察本部	警察航空隊長	2種	廃止
	警察航空隊長	4種	新設
	健康管理対策室長		廃止
	自動車運転免許試験場長		

③ 特殊勤務手当(第36条)

- 警察職員手当の一種である鑑識業務手当のうち、現場での鑑識業務に従事した場合の手当の支給対象を拡充。

改正前	280円(警察本部刑事部鑑識課機動鑑識係及び現場係並びに警察署鑑識係に勤務する職員が現場において従事する業務にあつては、560円)
改正後	280円(警察本部刑事部刑事総務課(手口係に限る。)、鑑識課及び科学捜査研究所並びに警察署鑑識係に勤務する職員が現場において従事する業務にあつては、560円)

④ 特殊勤務手当(第38条の10、第38条の13第5項及び第38条の18第7項)

- 食肉検査業務手当(第38条の10)
環境生活部環境企画課、農政部家畜伝染病対策課を削除。
- 特殊現場作業手当(第38条の13第5項)
林政部森林整備課、治山課を林政部森林経営課、森林保全課に変更。
- 環境監視等手当(第38条の18第7項)
商工労働部商工政策課を商工労働部商工・エネルギー政策課に変更。

- ⑤ へき地手当（別表第5（第44条の5関係）及び別表第5の2（第44条の5関係））
 へき地に準ずる手当（別表第5の3（第44条の6関係））
 ・見直しに伴う所要の規定整備。

見直しにより級地が上がる学校（5校）

学校名	改正前		改正後
時小学校（大垣市）	準ずる学校	→	1級地
中野方小学校（恵那市）	特別の地域	→	準ずる学校
岩滝小学校（高山市）	準ずる学校	→	1級地
本郷小学校（高山市）	1級地	→	2級地
朝日中学校（高山市）	準ずる学校	→	1級地

見直しにより級地が下がる学校（2校）

石徹白小学校（郡上市）	3級地	→	2級地
潮見小学校（八百津町）	2級地	→	1級地

見直しにより新たに級地指定となる学校（1校）

恵那北中学校（恵那市）	無級地	→	特別の地域
-------------	-----	---	-------

見直しにより指定解除となる学校（4校）

坂内小学校（揖斐川町）	2級地	→	指定解除
坂内中学校（揖斐川町）	2級地	→	指定解除
小川小学校（郡上市）	3級地	→	指定解除
佐見中学校（白川町）	2級地	→	指定解除

- ④ 寒冷地手当（別表第5の4（第47条関係））
 ・令和3年度末の廃校に伴い、坂内小学校と坂内中学校を表から削除。

b 施行日

公布の日（令和4年4月1日）

イ 初任給規則の一部改正

（ア）令和3年10月8日 人事委員会規則第35号

a 令和3年10月8日付けの組織改正に伴う級別職務表の改正

○行政職給料表級別職務表（別表第1イ）

<知事部局>

機関	職	職務の級	内容
本庁	盛土対策調整監	6級	新設

b 施行日

令和3年10月8日

(イ) 令和4年4月1日 人事委員会規則第8号

a 令和4年4月1日付け組織改正に伴う級別職務表の改正

○行政職給料表級別職務表（別表第1イ）

<知事部局>

機関	職	職務の級	変更内容
知事	デジタル政策統括監	9級	廃止
	東京オリンピック・パラリンピック県 産品活用促進総括監	8級	廃止
	東京オリンピック・パラリンピック農 産物販売対策総括監		
	東京オリンピック・パラリンピック県 産木材利用促進総括監		
	国民文化祭・全国障害者芸術・文化祭 推進監	6級	新設
	全国高等学校総合文化祭推進監		
	エネルギー対策監		
	販売戦略企画監		
	花き・農業環境対策監		
	花と緑の振興センター長		
	家畜防疫企画監		
	ねんりんピック推進事務局総括監	6級	廃止
	学校連携企画監		
	地域調整監		
	東京オリンピック・パラリンピック県 産品活用促進対策監		
	花き振興企画監		
	ぎふ木育推進監		
	東京オリンピック・パラリンピック県 産木材利用促進対策監	5級	新設
文化財保護セ ンター			
課長（総務課長を除く。）	4級		
保健所	困難な業務を行う副所長	7級	新設
	課長（保健所の事務所の課長を除く。）	6級	
岐阜地域福祉 事務所	困難な業務を行う所長	7級	新設

食肉衛生検査所	課長（中央食肉衛生検査所の課長に限る。）	6級	新設
	課長（中央食肉衛生検査所の課長を除く。）	5級	
身体障害者更生相談所	困難な業務を行う所長	7級	新設
知的障害者更生相談所	所長	6級	新設
	課長（総務課長に限る。）		
発達障害者支援センター	課長（総務課長を除く。）	5級	新設
	課長（総務課長に限る。）	6級	
子ども相談センター	課長（総務課長、連携支援課長、地域連携課長、判定課長並びに中央子ども相談センター及び東濃子ども相談センターの家庭支援課長に限る。）	6級	新設
	課長（総務課長、連携支援課長、地域連携課長、判定課長並びに中央子ども相談センター及び東濃子ども相談センターの家庭支援課長を除く。）	5級	
国際たくみアカデミー	困難な業務を行う科長又は課長	5級	新設
	科長又は課長	4級	
木工芸術スクール	困難な業務を行う科長	5級	新設
障がい者総合就労支援センター	副所長	6級	廃止
障がい者職業能力開発校	副校長	6級	廃止
	困難な業務を行う科長	5級	新設
	科長		廃止
	科長	4級	新設
農林事務所	所長（岐阜農林事務所、西濃農林事務所、可茂農林事務所、恵那農林事務所及び飛騨農林事務所の所長に限る。）	8級	新設
	所長（岐阜農林事務所、西濃農林事務所、可茂農林事務所、恵那農林事務所及び飛騨農林事務所の所長を除く。）	6級	
岐阜駅周辺鉄道高架工事事務所	困難な業務を行う所長	7級	新設
	課長（総務課長に限る。）	6級	
	課長（総務課長を除く。）	5級	
流域浄水事務所	副所長	7級	廃止

<教育委員会>

事務局	困難な業務を行う教育主管の職務	7級	新設
-----	-----------------	----	----

<警察本部長>

共通	困難な業務を行う少年補導官の職務	5級	廃止
	少年補導官の職務	4級	
警察本部	管理監、健康管理対策室長又は自動車運転免許試験場長	6級	廃止

○公安職給料表級別職務表（別表第1ロ）

<警察本部長>

警察本部	デジタル企画官	7級	新設
	人材育成企画官		
	自動車運転免許試験場長		
	人材育成・デジタル企画官		廃止
	人身安全対策室長		

○研究職給料表級別職務表（別表第1へ）

<知事>

岐阜県行政組織規則第54条に規定する試験研究機関	困難な研究を行う副所長	5級	新設
	副所長	4級	
	主任部長研究員		
	主幹		

○医療職給料表（一）級別職務表（別表第1ト）

<知事>

希望が丘こども医療福祉センター	困難な業務を伴う連携支援部長	4級	新設
	児童精神科部長	3級	
	リハビリテーション部長		
	発達精神医学研究所長		
	連携支援部長		
	医療福祉連携部長	4級	廃止

b 施行日

公布の日（令和4年4月1日）

(ウ) 令和4年4月1日 人事委員会規則第11号

a 令和5年1月1日付け昇給における所要の規定整備

- ・改正初任給規則の附則において、従前からの昇給制度を準用する読替規定の整備

b 施行日

公布の日（令和4年4月1日）

ウ 給与の支払監理等に関する規則

改正なし

(3) 給与に関する通達等の改正等

給与条例等の実施に関し必要な事項について、表4-6のとおり改正等を行った。

表4-6 給与に関する通達等の改正等の概要

通達等の題名	発出日	内 容
給与条例施行規則の運用方針について（通達）の一部改正について	R4. 2. 22 人委第268号	・給与条例施行規則の改正に伴う特殊勤務手当の項ずれ等の所要の規定整備。 (令和3年6月22日適用)

(4) 給与の運用承認

給与の運用について承認等したもののうち、主なものは、表4-7から表4-12までのとおりである。

ア 初任給、昇格、昇給等の承認

表4-7 新たに職員となった者の職務の級の決定及び昇格の承認

給料表		行政			公安		教一	教(二)		教(三)		教四	研究	医(一)		医二	医(三)		計
職務の級		7	8	9	8	9	5	3	4	3	4	5	5	3	4	7	6	7	
任命権者	知事	18	18	10												1			47
	教委	6						3	1	34	22								60
	警察	2			13	6													21
計		26	18	10	13	6		3	1	34	22					1			60
																			74

(注) 1 表中上段の数字は初任給規則第10条（新たに職員となった者の職務の級）第1項第1号の規定により承認した人数、下段の数字は同規則第19条（昇格）第1項第1号の規定により承認した人数である。

2 表以外に、校長及び教頭の昇格に係る包括承認分として総数で172人である。

表4-8 人事交流等による異動、特殊の職への採用の場合の給料月額及び特定の職員の給料月額並びに初任給規則により難しい場合の給料月額の決定の承認

給料表		行政	公安	教(一)	教(二)	教(三)	教(四)	研究	医(一)	医(二)	医(三)	計
任命権者	知事	23						1		1	5	30
	教委	104			10	16						130
	警察	3	23									26
計		130	23		10	16		1			9	186

(注) 初任給規則第16条（人事交流等により異動した場合の号給）、第17条（特殊の職に採用する場合等の号給）、第18条（特定の職員についての号給）、第47条（この規則（初任給規則）により難しい場合の措置）及び地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律第3条第3項の規定により承認した人数である。

表4-9 給料表の適用を異にする異動をした職員の職務の級及び給料月額決定の承認

異動前	異動後	行政				教(二)			教(三)			研究		医(一)		医(二)		医(三)		計	
		7	8	9	他級	3	4	他級	3	4	他級	5	他級	4	他級	7	他級	6	他級		
知事	行政										1								2		3
	研究																				
	医(一)																				
	医(二)																				
	医(三)																				
教委	行政																				
	教(二)																				
	教(三)																				
警察																					
計																					3

(注) 1 初任給規則第26条(給料表の適用を異にする異動の場合の職務の級)又は第27条(給料表の適用を異にする異動をした職員の号給)の規定により承認した人数である。
 2 職務の級は、異動後のものである。
 3 表以外に、校長及び教頭への発令に伴う給料表異動に係る包括承認分として総数で84人ある。

イ 管理職手当を支給する職の承認

表4-10 管理職手当の支給の特例の承認

(a) 支給割合の特例の承認	2
(b) 職の特殊性による支給の特例の承認	0

(注) (a)は給与規則第24条(ただし書を含む。)の規定により、(b)は同規則第24条の2の規定により承認した人数である。

ウ 単身赴任手当の支給の承認

表4-11 単身赴任手当の支給の特例の承認

(a) やむを得ない事情に係る承認	0
(b) 通勤困難に係る承認	0
(c) 職務の遂行上居住すべき公舎を指定される職員についての承認	0
(d) 権衡職員の特別の事情に係る承認	0
(e) 人事交流で職員となった者に対する承認	0
(f) 県の必要により採用した職員に係る承認	0

(注) (a)は給与規則第29条の14の規定により、(b)は同規則第29条の15の規定により、(c)(d)(e)(f)は同規則第29条の17の規定により承認した人数である。

エ 期末・勤勉手当及び通勤手当の支給の承認

表 4-12 期末・勤勉手当の算定基礎額につき加算を受ける職及び高速道路利用の特別料金への通勤手当支給の承認

(a) 期末・勤勉手当の算定基礎額につき加算を受ける職の承認	1
(b) 高速道路を利用する職員の特別料金に対する通勤手当支給の承認	1

(注) (a) は同規則第52条の2の規定により承認した人数、(b) は同規則第29条の9の5及び第29条の9の9の規定により承認した人数である。

5 会計年度任用職員の報酬等に関する条例の実施

(1) 会計年度任用職員の報酬条例の改正

改正なし

(2) 会計年度任用職員の報酬等に関する条例施行規則の改正

改正なし

(3) 会計年度任用職員の報酬等に関する通達等の改正

改正なし

(4) 会計年度任用職員の報酬等の運用承認

報酬の基本額について、報酬条例第2条第4項に基づき承認したものは、表 4-14のとおりである。

表 4-13 職務の性質その他特別の事情により、別に定める報酬の基本額の承認

(a) 週の正規の勤務時間が29時間以外で、勤務時間数を反映した報酬にする必要があるもの	1
(b) 手当等を報酬に上乘せ又は報酬から差し引く必要があるもの	0
(c) 給料表以外の単価等を基準にする必要があるもの	0
(d) 別に報酬が指定されているもの	0
(e) 特定の給料表号給を基準にする必要があるもの	0
(f) 規則施行前の報酬水準を維持する必要があるもの	0

(注) 複数項目に重複して該当する場合も計上。

6 退職手当条例の実施

(1) 退職手当条例の改正

改正なし

(2) 退職手当規則の改正

(ア) 令和 4 年 3 月 4 日 人事委員会規則第 2 号

a 押印の見直しに伴う所要の規定整備 (岐阜県職員等退職票)

b 施行日

令和 4 年 4 月 1 日

7 旅費条例の実施

(1) 旅費条例の改正

改正なし

(2) 旅費規則の改正

令和3年8月2日 人事委員会規則第30号

a 徒歩による旅行に係る所要の規定整備

b 施行日

令和3年9月1日

(3) 旅費支給の特例承認

- | | |
|-----------------------|-----|
| ・ 宿泊料等の増額調整承認 | 17件 |
| ・ 警察本部人事異動に伴う移転料の特例承認 | 8件 |
| ・ その他 | 1件 |